

令和8年度（2026年度）

川口市

市内の景気活性化と、
既存住宅ストックの有効活用の促進を目的として、
個人の住宅の改修工事の費用の一部を助成します。

住宅リフォーム補助金



補助金額

※ 補助金額は千円未満の端数切り捨て、住宅リフォーム工事費用は消費税を含みます。

住宅リフォーム工事費用 の **5%**（最大 **10万円**）

受付期間

※ 受付状況については、市ホームページでご確認いただくか、直接お問い合わせください。

令和8年 **8月6日（木）** から 令和9年 **1月29日（金）** まで
（予算額に達し次第終了）

申請者の要件

※ 下記全ての要件を満たすことが必要です。

※ 中古住宅を購入された方や、相続した空き家にこれからお住まいになる方などもご申請いただけます。
（詳しくは、市ホームページでご確認いただくか、直接お問い合わせください。）

- 市税を完納していること
- 令和8年1月1日時点で住民票上の住所が工事を行う住宅にあり、かつ、引き続きその住宅に居住していること

契約を結んだ後、着工する前
に申請してください！

※ 足場や養生等も着工になります。



川口市マスコット「きゅぼらん」

対象住宅の要件

※ 下記全ての要件を満たすことが必要です。

- 市内の個人住宅で、過去にこの補助金(旧住宅改修資金助成金含む)を受けたことがない住宅であること
- 昭和56年6月1日以降に建築確認を受けている住宅(新耐震)もしくは、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けており、かつ、耐震診断または耐震改修により、耐震基準への適合が確認できる住宅であること

対象工事の要件

※ 下記全ての要件を満たすことが必要です。

- 令和8年4月1日（水）以降に契約を結んでおり、かつ、交付決定通知後に着手する工事であること
- 令和9年2月26日（金）までに完了報告に必要な書類を全て提出できる工事であること
- 川口市内に本社がある業者または、川口市在住の個人事業主が行う工事であること
- 税込20万円以上の工事であること
- 市が実施する他の助成制度等の対象工事箇所ではないこと
- エアコン・LED照明などの家電製品や、蓄電池等に関する工事ではないこと（購入費も対象外）

審査の厳格化について

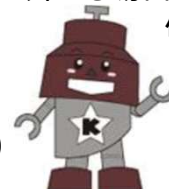
- 申請書類について、契約書で定める工事内容が妥当性を欠いていないか、また、契約内容通りに施工されたかなどを、**建築士の資格を持った者が審査**します。
- 不正な補助金の支出を防止し市の予算の執行・交付の適正化を図ることを目的として実施するものです。
- 「トイレ工事一式」「屋根工事一式」など、単価、数量・寸法、型番などが具体的に示されていない「**一式**」表記は、**避けてください**。工事内容が判別できない場合は、修正をお願いする場合がございます。
- 写真について、施工前と施工後の工事内容が判別できない場合は、修正をお願いする場合がございます。
- 見積書及び契約書にある項目で写真の提出がないものは補助対象項目から外れる場合がございます。

住宅リフォーム補助金
問合せ

住宅政策課 住宅政策係

平日8:30~17:15

Tel **048-242-6326**（直通）



川口市マスコット「きゅぼらん」

住宅リフォーム補助金HP



交付申請について

交付申請のお手続きは、リフォーム事業者
やご家族等でも可能です。

提出書類

- ※ 提出窓口へ直接持参してください（**郵送等での提出はできません**）。
- ※ 書類が全てそろっていない場合は、受け付けできません。
- ※ 提出された書類は返却しません。

1	交付申請書	■ 川口市住宅リフォーム補助金交付申請書（様式第1号）
2	チェックシート	■ チェックポイントを確認し、全ての✓欄にチェックをしてください。
3	見積書 （コピー可）	■ 工事をする住宅の所在地、施工業者の名称・所在地等の情報、リフォーム工事費の総額や内訳など、内容が詳細に分かるものを提出してください。 単価、数量・寸法、型番などが具体的に示されていない「一式」表記については、 修正をお願いする場合があります。 ■ 見積書を作成していない工事は補助対象外です。 ■ コピー可です。A4サイズの普通紙での提出にご協力ください。
4	契約書 （コピー可）	■ 印紙（印紙税法第2号文書に基づくもの）が貼付されたもの。 ■ 申請者名義の契約書を作成していない工事は、補助対象外です。 ■ 着工予定日が、交付申請日より市の9営業日以内の場合は、補助対象外です。
5	施工前の写真 （写真の台紙）	■ 写真の台紙（様式第9号）の「施工前」の欄に、写真を貼り付けて提出してください。 （写真データを貼付のうえ印刷し、提出することも可。） 「 施工中 」「 施工後 」の欄は、 完了報告の時に使用しますので、空欄のまま提出 してください。 ■ 見積書又は契約書に記載されている、全部の箇所の写真を提出してください。 その場合、写真1枚につき1枚の写真の台紙を使用してください。 ■ 申請時に写真を添付できない工事箇所については、完了報告時、施工前の写真を提出した場合に限り補助対象となります。

※ ①リフォームを行う住宅に居住されている方、②申請者、③見積書名義、④契約書名義、⑤補助金を振り込む銀行口座の名義は、原則、同一でなければ申請できません。ただし、続柄を証する書類（戸籍謄本又は続柄入り住民票の写しなど）を追加提出することで、②～⑤が、①リフォームを行う住宅に居住されている方の2親等以内の親族の名義であっても申請が可能となります。詳しくは市ホームページでご確認いただくか、直接お問い合わせください。

（例）リフォームを行う住宅に居住しているのは父母だが、工事の契約や支払いは別の住宅に居住している子の名義で行う場合

※ 中古住宅を購入し、リフォーム後に居住を開始する場合（令和8年1月2日以降に居住を開始している場合も含む）も補助金の対象です。
中古住宅を購入したことを証する書類（売買契約書など）を追加提出してください。詳しくは市ホームページでご確認いただくか、直接お問い合わせください。

＜対象工事の例＞ ※ 下記に例示した以外にも、様々なリフォーム工事が対象となります。

増築・間取りの変更	居住室の増改築や、廊下や押入れなどを居住室に変更するなどの工事
台所・トイレ・浴室・洗面所等	老朽化などによる水漏れのための配管修理や水道修理、また、和式トイレから洋式トイレへの変更やくみ取りトイレから水洗トイレへの変更などの工事
天井・壁・床等	室内（トイレ、台所、浴室及び洗面所を含む。）のクロス張替えや床の張替え、畳からフローリングへの変更、床暖房の設置、建具の交換などの工事
屋根・外壁等	屋根のふき替え・塗り替え、屋根・屋上・バルコニーの床（下の階の屋根となっている場合）の水漏れ修理、外壁の塗装・交換、コンクリート壁や雨どいの修理などの工事
壁・柱・基礎等の補強	壁の新設・補強、筋かいの設置、基礎の補強、柱やはりを金具で補強などの工事
窓・壁等	窓を二重以上のサッシ又は複層ガラスに変更、天井や壁に断熱材を注入したり発泡ウレタンを吹き付ける工事
その他の工事	上記以外の工事で、ベランダの修理、手すりの設置など

提出窓口

平日9：00から16：30まで受付

第一本庁舎3F 住宅政策課（川口市青木2-1-1）

完了報告について

完了報告のお手続きは、リフォーム事業者
やご家族等でも可能です。

提出書類

- ※ 郵送にて下記書類を提出してください（提出窓口でも受け付けます）。
- ※ 1～4 は必ず提出し、5～8 は該当の場合のみ提出してください。
- ※ 提出された書類は返却しません。

必ず提出	1	完了報告書	■ 川口市住宅リフォーム補助金工事完了報告書（様式第3号） ■ 用紙は、交付申請後に、申請者のご自宅に郵送いたします。
	2	工事証明書	■ 川口市住宅リフォーム補助金工事証明書（様式第4号） ■ 用紙は、交付申請後に、申請者のご自宅に郵送いたします。
	3	領収書 （コピー可）	■ 印紙税法第17号文書に該当する場合は、印紙を適正に貼付してください。 ■ 宛名が申請者となっているもの。 ■ 分割して支払ったため領収書が複数ある場合は、全て提出してください。
	4	施工中 及び 施工後の 写真 （写真の台紙）	■ 交付申請で提出した写真の台紙（様式第9号）を使用してください。 （写真データを貼付のうえ印刷し、提出することも可。） ■ 交付申請時と同アングルで撮影した、施工後の写真を提出してください。 ■ 施工前と施工後の写真が提出できない工事箇所は、補助対象外です。 ■ <u>施工前・施工後に加え、工事を行ったことがわかる施工中の写真も貼付してください。</u>

該当の場合のみ提出	5	変更後の見積書 （コピー可）	■ 工事の金額や内容に変更があった場合のみ提出 ■ 工事金額が減額となった場合は、補助金額も減額となります。 ■ 工事金額が増額となった場合であっても、補助金額は交付決定された金額のまま（増額なし）です。
	6	変更後の契約書 （コピー可）	■ 工事の金額や内容に変更があった場合のみ提出
	7	検査済証（コピー可）	■ 建築基準法第7条に基づき建築確認申請が必要な場合のみ提出
	8	施工前であることを証する 写真	■ 交付申請時に未提出の工事箇所の写真がある場合のみ提出 ※ 提出できない場合は、補助対象外となります。 ※ 撮影方法等については、交付申請時に個別にお伝えします。

郵送先

〒332-8601 川口市青木2-1-1 住宅政策課 宛

完了報告の期限

※ 天候不順等で工事が遅れても、完了報告の期限は延長できません。

令和9年2月26日（金）まで（必着）

お手続きの流れ

見積・契約

リフォーム事業者から工事の見積もりを取り、契約を結んでください。
※ 令和8年3月31日（火）以前に契約を結んだ工事は補助の対象外です。
※ 見積書は、いつ取ったものでも構いません。

交付申請 (先着順)

令和8年8月6日（木）以降、必要書類を、P2 提出窓口を持参してください（郵送不可）。
※ 詳しくは、P2 交付申請について をご覧ください。

7 営業日以内（見積書の修正が必要な場合など、書類に不備がある場合は、さらに日数を要します。）

交付決定

書類を審査し、要件を満たしていた場合、交付申請から7 営業日以内に交付決定します。
単価、数量・寸法、型番などが示されていない「一式」表記は修正をお願いする場合があります、その場合はさらに日数を要します。交付決定後、住宅政策課から申請者のご自宅に、「交付決定通知書」と、完了報告に使用する用紙を発送します。

通常1～2日程度（普通郵便で発送しますので、さらに日数を要する場合があります。）

着工～竣工

交付決定通知書を受け取った日以降に着工してください。
※ その日以前に着工している場合、補助は受けられません。

完了報告

令和9年2月26日（金）（必着）までに、P3の郵送先に郵送、またはP2の提出窓口を持参してください。 ※ 詳しくは、P3 完了報告について をご覧ください。

4～5 週間程度

補助金の確定

住宅政策課から申請者のご自宅に、「確定通知書」と、「請求書」を郵送します。

請 求

「請求書」に口座情報を記入し、P3の郵送先に郵送、またはP2の提出窓口を持参してください。

3 週間程度

補助金の受取

「請求書」の提出から約3 週間で、指定のあった口座に入金されます。

市で実施している同様の補助制度の一例をご案内します

下記補助金を受ける工事箇所については、住宅リフォーム補助金の対象外となりますが、補助率や上限額が高くなっております。なお、市が実施する他の補助制度等を併用される場合には、見積書・契約書・領収書を分けて作成のうえ、ご提出ください。

既存ブロック塀等安全対策補助金

問合せ：TEL 048-242-6367（直通）建築安全課 建築調査係

内 容：通学路に面したブロック塀について、撤去工事は費用の3分の2、最大30万円、改修工事は費用の3分の2、最大20万円を補助する制度 ※工事の規模による上限もございます。

ブロック塀HP



既存建築物耐震診断補助金

問合せ：TEL 048-242-6344（直通）建築安全課 建築指導係

内 容：昭和56年5月31日（木造2階以下は平成12年5月31日）以前に工事に着手した市内の住宅の耐震診断に要した費用の3分の2、最大6万5千円（共同住宅等は戸数×5万円を限度とし、最大150万円）を補助する制度

耐震診断HP



既存建築物耐震改修補助金

※ 上記耐震診断を受け、耐震性がないと診断された場合のみ対象

問合せ：TEL 048-242-6344（直通）建築安全課 建築指導係

内 容：市内の住宅を、地震に対して安全な構造となるよう改修するための費用の23%、最大60万円（共同住宅等は戸数×45万円を限度とし、最大450万円）を補助する制度

耐震改修HP



家具固定工事

地震の備えとして、家具固定工事も対象となります。
※ただし、専門的な工事を伴うものに限ります。

なお、埼玉県の「家具固定サポーター登録制度」もご活用ください。

埼玉県HP

